



有关在留的手续

●在留资格の確認請参看护照或者在留卡

请注意，因在留资格的不同，逗留的条件也会不一样。能够在日本逗留的期间有多长呢？首先，请确认在您护照的入境许可上所盖的印章或者在留卡其显示的在留资格、在留期限。希望变更在留资格或者更新在留期限时，需要在地方出入国在留管理局办理手续。

●请注意以下各事项

〈短期逗留不能从事工作〉

出于旅游等目的持短期逗留资格入境的情况下，不能从事工作。

〈想要从事资格以外的活动时〉

根据在留资格的不同，有的必须提前申请资格外活动许可。

〈想要变更在留资格或者更新在留期限时〉

想变更在留资格时，可以随时申请；想更新在留期限时，可以在期限满期的3个月前开始提出申请。但是，原则上短期逗留的在留资格不予更新。

〈暂时离开日本时〉（参照P.75）

暂时离开日本，希望再次以相同目的入境时，需要申请再次入境许可后再出国。

〈非法就业，非法逗留的情况〉

无视在留资格的规定而从事资格以外的活动，或者在没有就业资格的前提下就业，将被视为非法就业而受到惩罚。另外，在留期限满期后依然在日本逗留的，将被视为非法逗留而成为强制离境的对象。

非法逗留等违反了入管法的外国人无法在姬路港办事处办理手续。请前往神户分局。

※因2012年7月法律的修改，再入国手续等有所变更。
（详细情况请参阅出入国在留管理局网页
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>）。

●出入境审查和在留审查手续

出入国在留管理局可以办理再入境许可、在留期限更新、在留资格变更手续。

逗留在姬路市的外国人，有关出入境方面的审查以及在留审查手续，或其他申请，都在位于姬路港的大阪出入国在留管理局神户分局姬路港办事处办理手续。申请在留资格认定证明书，以及申请在留资格的变更、在留期限的更新时，根据不同的在留资格对申请手续所需的文件资料有不同的要求，详细情况请向

外国人在留综合信息中心

电话：0570-013904

（IP电话，从国外拨打的话，

电话：03-5796-7112）

或者向姬路港办事处咨询。

大阪出入国在留管理局神户分局姬路港办事处

电话：079-235-4688

地址：邮编672-8063

姬路市饰磨区须加294-1 姬路港湾联合行政大楼内

交通：神姬公共汽车94路 在港町或终点站下车

参考信息：

大阪出入国在留管理局神户分局

电话：078-391-6377

各种咨询窗口

P.15, 17

在留のための手続き



●在留資格の確認はパスポートまたは在留カードで

在留資格ごとに滞在の条件が異なるので注意しましょう。日本に滞在できる期間がどれだけあるのか、まずあなたのパスポートの上陸許可証印または在留カードの在留資格・在留期間を確認してください。在留資格変更や在留期間更新を希望するときには、地方出入国在留管理局での手続きが必要です。

●こんなことには注意しましょう

〈短期滞在では働けません〉

観光などの目的で短期滞在資格を持って入国している場合は働くことはできません。

〈資格外活動をしたいときは〉

在留資格によっては事前に資格外活動許可を受ける必要があります。

〈在留資格を変更または在留期間を更新したいとき〉

在留資格の変更を受けたい場合は随時に、または在留期間の更新を受けたい場合は在留期限満了日の3カ月前から申請は受け付けられます。ただし短期滞在の在留資格は原則として更新は認められません。

〈日本から一時出国するときは〉（P.76参照）

一時的に日本を離れ、再び同じ目的で入国を希望するときは再入国許可を受け、出国する必要があります。

〈不法就労、不法滞在の場合〉

在留の資格で定められたこと以外の活動を行った、就労の資格を持たないで働くこと不法就労で罰せられます。また在留期限が切れたまま日本に滞在すると不法残留となり退去強制の対象になります。

不法在留など入管法違反者となった外国人の方の手続きは、姫路港出張所ではできません。神戸支局まで出頭してください。

※2012年7月の法改正により、再入国手続等について変更がありました。（詳しくは、出入国在留管理局ホームページをご覧ください。<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>）

●出入国審査や在留審査手続

出入国在留管理局は再入国許可、在留期間更新、在留資格変更を取り扱います。

姫路市に在留している外国人の方の出入国に関する審査や在留審査手続その他の申請は、姫路港にある大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所で行われます。

在留資格認定証明書の申請及び在留資格の変更申請、在留期間更新の申請を行う際に必要な書類等については各在留資格によって異なりますので、詳細は

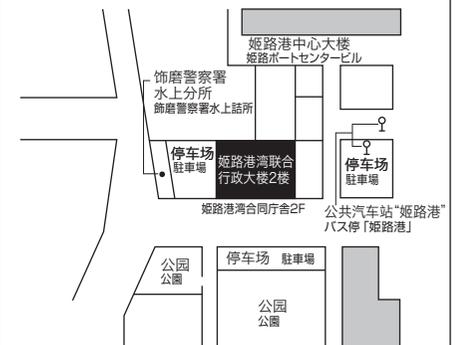
外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904（IP、海外からは、

☎03-5796-7112）、または姫路港出張所に問い合わせてください。

大阪出入国在留管理局神戸支局姫路港出張所
☎079-235-4688

住所：〒672-8063
姫路市飾磨区須加294-1
姫路港湾合同庁舎内
交通：神姫バス94番
みなと町または終点で下車



参考情報：
大阪出入国在留管理局神戸支局 ☎078-391-6377

各種相談窓口

P.16, 18